

京都市眺望景観創生条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第68号）（都市計画局都市景観部景観政策課）

京都の優れた眺望景観の保全及び創生を更に図るため、次のとおり、建築物等のデザインに関する事前協議制度を設ける等の必要があるため、この条例を改正することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 京都市眺望景観創生条例に基づく視点場の定義の追加等

(1) 参道や門前等における眺望景観を「境内地周辺の眺め」として定義付け

参道その他境内地周辺の道及びその周辺の樹木、建築物等によって一体的に構成される景観を「境内地周辺の眺め」として、眺望景観の一つに定義付けました。

(2) 眺望景観の維持保全に関する努力義務規定に視対象を追加

眺望景観保全地域内の建築物等の所有者等に限らず、視点場から眺めることができる視対象の所有者等についても、眺望景観の維持保全に努めなければならないこととしました。

2 建築物等のデザインに関する事前協議制度の創設

視点場及び近景デザイン保全区域のうち市長が指定する区域において、自然、歴史的資産、町並み、伝統、文化等の地域ごとの特性に応じ、適切に眺望景観を創生するため、景観への影響が大きい建築計画等に対して、建築主と市の担当者や専門家を交えた事前協議を義務付ける制度を創設するに当たり、以下の事項を定めました。

(1) 建築物等のデザインに関する事前協議

ア デザインに関する事前協議の義務付け

地域ごとの特性に応じた眺望景観の創生を特に図る必要があるものとして市長が指定する視点場及び近景デザイン保全区域において、建築物の新築、増築又は工作物の新設をしようとする場合、建築主に対し、本市との事前協議を義務付けることとしました。

イ 事前協議に関する申請行為の制限

事前協議は、京都市眺望景観創生条例に基づく届出をはじめとする景観に関する許認可等の申請手続の前に行わなければならないこととしました。

ウ 事前協議制度の円滑な運用を図るための措置

市長は、事前協議制度の円滑な運用を図るため、協議するうえで必要な情報提

供その他必要な措置を講じることとしました。

(2) 専門家を交えた協議の場の開催

市長は、事前協議の対象となる建築計画等のうち、優れた眺望景観を創生するために必要があると認めるときは、自然、歴史的資産、町並み、伝統、文化等について、専門家を交えた協議の場を設けることができることとし、この場合、建築主は当該協議の場に参加しなければならないこととしました。

(3) 事前協議の終了に係る制限

市長は、事前協議の申出の日から45日以内に協議を終了させなければならないこととし、協議を終了させたときは、その旨を文書により建築主に交付することとしました。

また、建築主は、協議の結果を尊重するよう努めなければならないこととしました。

(4) 事前協議に関する図書の閲覧

市長は、事前協議に関する図書について、景観に関する許認可等の申請手続きが完了したのち、閲覧の請求があった場合に閲覧させるものとした。

(5) 事前協議に応じない場合の措置

市長は、事前協議を行わない建築主に対し、協議を行うよう勧告することができることとしました。

また、勧告を受けた建築主が正当な理由がなくその勧告に従わない場合は、市長は、その旨を公表することができることとし、この場合は、あらかじめ、勧告に従わない建築主にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えることとしました。

(6) 眺望景観の創生に関する助言

事前協議の対象外の建築計画等であっても、建築主は市長に対して、地域ごとの特性に応じた眺望景観の創生に関する助言を求めることができることとしました。

(7) 眺望景観の創生に資する建築計画等の顕彰

市長は、事前協議を行った建築計画等のうち、地域特性に応じ、特に優れた眺望景観の創生に資するものと認めたものについて、顕彰することができることとしました。

(8) 事前協議制度の適用除外

非常災害のために必要な建築等や通常管理行為等については、事前協議制度に

関する規定を適用しないこととしました。

この条例は、平成30年10月1日から施行することとしました。

京都市眺望景観創生条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第68号

京都市眺望景観創生条例の一部を改正する条例

京都市眺望景観創生条例の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 雑則（第15条～第20条）」を「第4章 建築物等のデザインに関する事前協議等（第15条～第21条）」に、「第5章 雑則（第22条～第27条）」を「第6章 雑則（第28条～第31条）」に改める。

第5条第4号中クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 境内地周辺の眺め 参道その他境内地周辺の道及びその周辺の樹木、建築物等によって一体的に構成される景観をいう。

第8条第2項中「ク」を「ケ」に改める。

第11条第3項各号列記以外の部分中「又は自然風景保全地区」を「、自然風景保全地区又は伝統的建造物群保存地区」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 京都市伝統的建造物群保存地区条例

第12条中「眺望景観保全地域」を「視対象その他眺望景観保全地域」に、「その建築物等」を「その視対象又は建築物等」に改める。

第14条第3項中「第1項前段」を「第1項」に改める。

第24条を第31条とする。

第23条第2号中「第18条」を「第25条」に改め、同条第3号及び第4号中「第19条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条を第30条とする。

第22条第1項第4号中「第16条第2項後段」を「第23条第2項後段」に改め、同条を第29条とする。

第21条中「第16条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条を第28条とする。

第5章を第6章とする。

第4章中第20条を第27条とし、第16条から第19条までを7条ずつ繰り下げる。

第15条第3項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項第1号中「第5号」を「第4号」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第3項各号（第1号、第3号及び第4号を除く。）及び次の各号のいずれかに該当する建築物等については、前章（第20条及び前条を除く。）の規定を適用しない。

(1) 文化財保護法第125条第1項本文の規定による許可に係る建築物等（視点場に存するものに限る。）

(2) 地下に設ける建築物

(3) その他視対象への眺望景観の保全上支障がないと認める建築物等で別に定めるもの

第15条を第22条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 建築物等のデザインに関する事前協議等

(デザインに関する事前協議)

第15条 近景デザイン保全区域（当該近景デザイン保全区域に係る視点場を含む。）のうち、自然、歴史的資産、町並み、伝統、文化等との調和を踏まえ、地域ごとの特性に応じた眺望景観の創生を特に図る必要があるものとして市長が指定する区域（以下「事前協議区域」という。）において、建築物等の建築等（次に掲げるものに限る。以下この章（第20条を除く。）において同じ。）をしようとする者（以下この章において「特定建築主」という。）は、あらかじめ、別に定めるところにより、当該建築物等の建築等に係る計画について市長と協議しなければならない。

(1) 視点場にあつては、建築物の新築若しくは増築又は工作物（別に定めるものに限る。次号及び第3号において同じ。）の新設

(2) 近景デザイン保全区域のうち、視点場に近接する区域として市長が指定する区域にあつては、建築物の新築若しくは増築又は工作物の新設（別に定める規模以上のものに限る。）

(3) 前2号に掲げる区域以外の区域にあつては、建築物の新築若しくは増築（別に定める規模以上のものに限る。）又は工作物の新設（別に定める規模以上のものに限る。）

2 第6条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

3 第1項の規定による協議をしようとする者は、当該協議に係る建築物等の建築等に係

る計画が第11条第1項の規定による届出を要するものであるときは、当該届出（同条第3項の規定により届出があったものとみなされる場合にあつては、同項に規定する申請、協議、通知又は届出）に先立って、第1項の規定による協議を経なければならない。

4 市長は、特定建築主による第1項に規定する計画の作成を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。

（専門的知識を有する者を交えた協議の場合）

第16条 市長は、前条第1項の規定による協議の申出があつた場合において、優れた眺望景観を創生するために必要があると認めるときは、自然、歴史的資産、町並み、伝統、文化等について専門的知識を有する者を交えた協議の場を設けることができる。この場合において、当該申出をした特定建築主は、当該協議の場に参加しなければならない。

（協議の終了等）

第17条 市長は、第15条第1項の規定による協議の申出があつたときは、その日から45日以内に協議を終了させなければならない。

2 市長は、協議を終了させたときは、別に定める事項を記載した協議書を作成し、当該協議に係る特定建築主に交付しなければならない。

3 市長は、特定建築主が前条に規定する協議の場に参加しないときその他協議を終了させることができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第1項の期間内に当該特定建築主に交付しなければならない。

4 特定建築主は、第2項の協議書の交付を受けた後でなければ、協議に係る建築物等の建築等に着手してはならない。

5 特定建築主は、建築物等の建築等を行うに当たっては、協議の結果を尊重するよう努めなければならない。

（書類の閲覧）

第18条 市長は、第15条第1項の規定による協議に関する書類であつて別に定めるものについては、別に定めるところにより、閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない。

（勧告及び公表）

第19条 市長は、特定建築主が第15条第1項の規定による協議の申出を行わないときは、当該特定建築主に対し、協議を行うよう勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、そ

の旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 公表の対象となる者が前項の規定により意見を述べたときは、市長は、第2項の規定による公表の際、当該意見を併せて公表しなければならない。

(眺望景観の創生に関する助言)

第20条 事前協議区域において建築物等の建築等をしようとする者は、市長に対して、地域ごとの特性に応じた眺望景観の創生に関する助言を求めることができる。

2 第18条の規定は、前項の助言に関する書類で別に定めるものについて準用する。

(顕彰)

第21条 市長は、第15条第1項の規定による協議又は前条第1項の規定による助言を行った場合において、当該協議又は助言に係る建築物等が自然、歴史的資産、町並み、伝統、文化等との調和を踏まえ、地域ごとの特性に応じた特に優良なものであると認めるときは、これを顕彰することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市眺望景観創生条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による審議会及び市民の意見の聴取は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例第15条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に第11条第1項の規定による届出を行う者（同条第3項の規定により届出があったものとみなされる者を含む。）又は建築物等の建築等に着手する者について適用し、同日前に当該届出又は当該着手をした者については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(都市計画局都市景観部景観政策課)